

# 提出内容

受付番号	201701160000386886
提出日時	2017年01月16日14時17分

案件番号	620216013
案件名	総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革貫徹のための政策小委員会 中間とりまとめに対する意見公募
所管府省・部局名等	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力市場整備室
意見・情報受付開始日	2016年12月19日
意見・情報受付締切日	2017年01月17日

郵便番号	142-0062
住所	東京都品川区小山2-17-4
氏名	株式会社エコロジア 林 彰一
連絡先電話番号	--
連絡先メールアドレス	shayashi@ecolosa.jp

提出意見	<p>意見1.</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・該当箇所： 全体</li><li>・意見内容、理由： 2016年12月20日に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」に、「国の行う新たな環境整備」(P26)として、一般負担金「過去分」のうち2.4兆円を託送料金で回収するという、本件の意見募集にかかる内容がすでに書き込まれている。パブリックコメントにかけながら、その内容をすでに閣議決定しているのは明らかに手順を誤っており、小委員会は閣議決定の撤回を求めるべきだ。何故なら、行政手続法は、命令等を定めようとするときに、それを定める前に公示し、意見の提出先及び一定の意見提出期間を定めて、その間に広く一般に意見を求めなければならないと定めている(39条)。本件は適用除外とされておらず、法的義務に違反している。</li></ul> <p>意見2.</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・該当箇所： 全体</li><li>・意見内容、理由： 第一回の小委員会における資料3「資料3 電力システム改革貫徹のための政策小委員会の設置について」において、「小委員会は、9月27日に検討を開始し、年内の中間取りまとめを目指す。経済産業省は、この提言内容を受けて必要な制度措置を行う」とあるが、本件は意見公募を経たうえで、国会の場で審議が必要な内容である。 電力需要者はほぼ国民全員であり、問題解決を税負担で行うべきか、料金負担で行うべきかの根本的な議論や、公平性とはなにかの本質的な国民的議論が求められる広範な内容であり、一省庁である経済産業省は無論、内閣といった行政府だけで意思決定してよいものではない。</li></ul> <p>意見3.</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・該当箇所： P2.「戦後60年余り続いた我が国の電気事業制度は、東日本大震災やその後の電力需給の逼迫を契機に...(後略)」</li><li>・意見内容、理由： 「福島第一原発事故」についての記述と、そこから露見した原子力発電の諸問題や反省についての言及が必要である。中間とりまとめの書き出しの非常に重要な部分において、「福島第一原発事故」の文言欠落は致命的だ。国内外から当小委員会の見識や良識が疑われる。</li></ul> <p>意見4.</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・該当箇所： P2.「電力システム改革の果実を国民に広く還元するためには、公正・公平な競争環境を整備することが必要不可欠」 P18.「1 過去分の負担の在り方(中略)過去に安価な電気を等しく利用してきたにもかかわらず、原子力事業者から契約を切り替えた需要家は負担せず、(中略)こうした需要家間の格差を解消し、公平性を確保する」</li><li>・意見内容、理由： これのどこが公正や公平か、小委員会の見識を疑う。</li></ul>
------	--

過去分のコスト計算を誤った民間企業が、その分を後日顧客(需要家)に半強制的に徴収することができるとする法的措置を行うのは自由主義経済の大原則に反し、不公正かつ不公平である。

過去、社会的影響が大きいとされた日本航空でさえも、こうした特例的救済を政府が行うことはなく、厳しく経営責任や株主責任が問われ清算された。

過去分の徴収を公平と強弁しても、過去分を負担すべきとされる需要者と、実際に今後負担させようとする需要者は同一ではない。

すでに死去した需要者への負担は不可能であり、負担すべきといわれる時代にまだ生まれていなかった新たな需要者つまり次世代に賦課することを正当化することは不可能である。

#### 意見5.

・該当箇所:

P20.注釈「19 国民全体で対応すべき課題であることから、全国一律の負担とし、税で回収すべきとの意見や、透明性が確保されれば、どちらでも同じであるとの意見もあった。なお、託送料金の仕組みを利用して過去分を回収する場合であっても、(中略)需要家間の受益と負担の公平性を厳格に担保することは不可能である。」

・意見内容、理由:

小委員会内でも委員からこのような意見がでるのは当然であり、どうして、「過去分を国民全体で負担するに当たっては、特定の供給区域内の全ての需要家に一律に負担を求める託送料金の仕組みを利用することが適当と考えられる」とのとりまとめにつながったのか甚だ疑問である。小委員会で多数決を取った結果であろうか？国民の目が届きにくい小委員会の議論では不十分で、国会の場で議論されるべきだ。

#### 意見6.

・該当箇所:

P3~4.「特に、石炭や大型水力、原子力等の安価なベースロード電源」

・意見内容、理由:

今回、このような中間とりまとめで賠償・廃炉費用を過去分にも遡って負担を求めることをうたっておきながら、原子力を安価なベースロード電源と扱うこと自体が大きく矛盾している。それでもなお原子力は安価だと主張するならば、事業者が賠償・廃炉費用を全額負担させるのが当然である。